第3編 風水害・火災編

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策計画の目的及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	401
第2節	避難警戒体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	避難の指示等、避難所の開設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	409
第4節	気象予報・降雨情報等の収集伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	415
第5節	風水害・火災の災害情報等の収集報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	419
第6節	災害通信 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	421
第7節	災害広報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第8節	水防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第9節	風水害時における消防団の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	437
第 10 節	土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	439
第 11 節	消防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 12 節	救出・救助活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 13 節	自衛隊の派遣要請依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 14 節	広域応援要請依賴 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 15 節	交通規制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	445
第 16 節	医療救護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 17 節	公共施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	445
第 18 節	緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 19 節	遺体の捜索、処理、埋葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 20 節	飲料水等の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	446
第 21 節	食料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 22 節	緊急生活物資の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 23 節	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 24 節	災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保	
第 25 節	防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施	
第 26 節	障害物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 27 節	廃棄物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 28 節	応急仮設住宅の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	447
第 29 節	住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 30 節	文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 31 節	農業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	447
第 32 節	孤立集落対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 33 節	義援金品の受付・配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 34 節	災害警備及び市民消費生活の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 35 節	ライフライン施設の応急復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	447

第1節 災害応急対策計画の目的及び概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。 その主な概要は次の通りである。

1 水防活動、土砂災害対策活動、消防活動

風水害・火災時の応急対策活動は、活動内容別に分類すると、河川の氾濫等に対処する「水防活動」、地すべり・土砂崩れ等に対処する「土砂災害対策活動」、火災に対処する「消防活動」の3つに分けられる。

それぞれの活動に共通する内容を除き、活動毎に、第8節で「水防計画」、第 10 節で「土砂災害対策」、第 11 節で「消防計画」について記述し、その対策を示している。

2 避難警戒体制の確立及び情報の収集連絡

風水害・火災時にあっても、まず避難警戒体制を確立し情報の収集連絡を行う。

第2節で「避難警戒体制の確立」、第4節で「気象予報・降雨情報等の収集伝達」、第5節で 「風水害・火災の災害情報等の収集報告」について記述し、その対策を示している。

3 人命の救助

情報を収集した後は、その情報に基づき、避難、救助・救急、医療、消火活動等人命の確保を 最優先で行う。

第3節で「避難の指示等、避難所の開設等」、第12節で「救出・救助活動」、第13節、第14節で自衛隊その他への応援要請について、第16節で「医療救護」について記述している。

4 被災者への生活支援

人命の確保活動に続いて被災者への生活支援(食料、水、被服・寝具等生活必需品の供給等) を行う。

第 20 節から第 22 節まで「飲料水等の供給」、「食料の供給」、「緊急生活物資の供給」について記述し、第 28 節及び第 29 節で「応急仮設住宅の建設」及び「住宅の応急修理」、第 35 節で「ライフライン施設の応急復旧」について記述し、その対策を示している。

5 その他

当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持等の活動を行う。

第25節で「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」、第34節で「災害警備及び市民消費生活の安定」について記述し、その対策を示している。

第2節 避難警戒体制の確立

担当課 全課

災害発生直後において、迅速なマンパワーの結集と被害規模等の情報の収集、その情報に基づく組織的な活動により、被害の拡大の防止を図ることが重要である。

そのため、応急対策活動を講ずるための指揮命令系統の確立に向けた災害警戒本部、災害対策 本部等の設置・市民団体等への応援要請の手順等、避難警戒体制の確立について次のとおり定め る。

1 風水害における市の配備体制・基準等

風水害における市の配備体制は次のとおりとする。

風水害における市の配備体制は次のとおりとする。				
配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考(主な活動等)	
警戒準備配備	①大雨、洪水、強風 の注意報が1つ以 上発令	◎総務課及び関係課担当職員・勤務時間内=課内で待機・勤務時間外=自宅又はすぐに参集で持機	・気象情報、水位情報等の収 集 ・連絡体制の確認	
第1警戒配備 [責任者:総務課 長] [副責任者:都市建 設課長]	①大雨、洪水、暴風 の警報が1つ以上 発令 ②水防団待機水位に 達したとき ③市内で震度3の地 震が発生	 ○総務課及び関係課担当職員 ・勤務時間内=課内で待機 ・勤務時間外=本庁舎総務課に自動参集(関係課職員は自席に参集) 	・気象情報、水位情報等の収集 ・河川の巡視 ・連絡体制の確認 ・水防団待機	
第2警戒配備 [準災害警戒本部] [本部長:総務部 長] [副本部長①:産業 建設部長] [副本部長②:民生 部長]	①大雨、洪水、暴風 の警報が1の警報が1の管報が1の管報が1の管理が1の管理が1のでは1のでは1のでは1のでは1のでは1のでは1のでは1のでは1のででは1のでででででででで	 ◎総務部長、医生際 ○総務課長・関員 ・勤務待機・関係 ・勤務機・関係を ・勤務機・関係を ・勤務・ ・事務・ ・関係 ・事の ・事の<	・気象情報、水位情報等の収集 ・河川の巡視 ・災害警戒本部に移行できる体制 ・③=水防団出動 ・該当地区自主防災会長への連絡 ・該当地区に対する「注意喚起」の広報 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備	

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考(主な活動等)
等所 特別警戒配備 「災害警戒本部」 「本部長1 : 副本部長2 : 教育 長」 「副本部長2 : 教育 長]	配① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 寒職員・場所 ◎(実験) ◎(実験) ○(で) 	「備考(主な活動等) ・気象情報、水位情報等の収集・気象情報、水位情報等の収集・河の巡視・被災の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
非常配備 [災害対策本部] [本部長:市長] [副本部長①:副市 長] [副本部長②:教育 長]	①大雨、暴風等により、混濫・土規では り、と見いを 等など発生した。 で発生される。 を を を を を を を を の の を き を き を の の 、 と き と の 、 を き と の 、 を き き き り の 、 を き き り で の 、 の を き き き 。 の を き き 。 の を き き 。 の を き き き 。 き き 。 き き き き き き き き き き き き	 ◎災害対策本部員 (庁議メンバー) ◎本部長が指定した 職員 → 庁舎特別会議室 に参集 (災害警戒本部) ②全職員 → 計定場所 に参集 本計算 本計算 本計算 本計算 本計算 	・本計画に定める非常配備の 諸活動 ・警戒区域設定(必要とみと められたとき)

- *市長は、気象状況や被害の程度などに応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制 を職員に指令するものとする。
- *上記配備体制の各責任者に事故あるときは、次順位の職の者が代行する。
- *職員の参集と伝達方法

各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。

指示の伝達方法は、固定電話、携帯電話、携帯電話メールを活用する。

なお、必要に応じ、総務課は、アドレス登録職員に対し、一斉携帯電話メールを発信し、 参集情報を伝達するものとする。

【各配備基準毎の参集関係課(風水害)】・・・資料編「14-20」

【災害警戒本部・災害対策本部設置の場合の職員参集場所(風水害)】・・・資料編「14-22」

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等(風水害)】・・・資料編「14-23」

【災害警戒本部・災害対策本部の本部長指定職員の主な活動(風水害)】・・資料編「14-24」

【各配備基準毎の調査対象(風水害)】・・・資料編「14-21」

*当直者による非常伝達と対応

当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課・都市建設課の担当職員に連絡するものとする。

- ①大雨、洪水、暴風等の警報が1つ以上、発令されたとき。
- ②水防警報が発令されたとき。

当直者から連絡を受けた職員は、直ちに総務課に参集し、待機を開始するとともに、次の対応を行う。

・所属長及び消防署・関係課の職員に対し、電話、携帯メール、FAX等により、警報 発令状況を連絡

【当直者が連絡を要する関係課】・・・資料編「14-25」

- ・状況に応じて、現地パトロールを行う。
- *時間外の職員の伝達については、第2編「震災編」第2章第2節を準用する。
- *準災害警戒本部における活動の留意事項
 - ①総務部長は、気象情報、通報等を収集し、市長・副市長・教育長に報告するとともに、 必要に応じ各部長に連絡しなければならない。
 - ②産業建設部長は、雨量、水位、流量などに関する情報を収集し、異常な状況については、市長に報告するものとする。
 - ③各部長は、必要に応じ、関係課長を招集し、相互の情報を交換して客観情勢を判断し、 当該情勢に対する措置を検討するものとする。
 - ④各課長は本部の連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示(物資、資機材、車両等の点検整備)を与えるものとする

2 災害警戒本部の設置及び運営等

ア 設置基準

市は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

- ①大雨、洪水等の警報の一つ以上が発令され、危険な状態が継続し、災害の発生が予想 されるとき
- ②大雨、暴風等による被害が局所的に発生したとき
- ③土砂災害警戒情報が発令されたとき
- ④避難判断水位に達し、高齢者等避難の発令が必要なとき
- ⑤氾濫危険水位に達し、避難指示等の発令が必要なとき
- ⑥その他市長が必要と認めたとき

イ 設置場所

市役所2階特別会議室

ウ 主な所掌事務

- ① 気象情報等の収集
- ② 高齢者等避難の発令とその準備
- ③ 避難指示の発令とその準備
- ④ 局所災害発生の場合の応急対策の実施
- ⑤ 非常配備体制移行への準備など、必要な災害応急対策の準備
- エ 設置・解散の報告

本部長は、災害警戒本部を設置又は解散したときは、県に報告するものとする。

オ 組織・運営

災害警戒本部の組織・運営は、災害対策本部に準じるものとする。

本部に参集すべき職員、担当活動を開始すべき職員は、別に定める。

【小矢部市災害警戒本部の組織図(風水害)】・・・資料編「14-8」

【災害警戒本部・災害対策本部設置の場合の職員参集場所(風水害)】・・・資料編「14-22」 【災害警戒本部・災害対策本部の本部長指定職員の主な活動(風水害)】・・・資料編「14-24」

3 災害対策本部の設置及び運営

本市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法 第 23 条の規定により、小矢部市災害対策本部(以下本章において「本部」という。)を設置し、 災害応急対策を講ずる。

- (1) 本部の設置又は解散
 - ア 設置の基準

市長は、以下の事態が発生した場合、本部を設置する。

また、市長は、本部設置後に速やかに小矢部市防災会議を招集し、了解を得るものとする。

- ①大雨、暴風等により、氾濫・土砂災害などの大規模な災害が発生したとき又は予想 されるとき
- ②局地的な災害であっても、甚大な被害が予想されるとき
- ③その他市長が必要と認めたとき

なお、「小矢部市水防計画」による「小矢部市水防本部」(第9節「水防計画」)は、本部が設置された場合には本部に統合されるものとする。

イ 本部設置の通知・公表及び解散の公表

本部長は、本部を設置し、又は解散したときは、知事、防災関係機関、報道機関及び住民に通知公表するものとする。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
各部・班	総務課	庁内放送、庁内LAN掲示板、庁内電話・口頭 その他迅連な方法
出先機関	各主管部担当課	庁内LAN掲示板、電話・ファックスその他迅 速な方法
市民	企画政策課	市防災行政無線、広報車 報道機関、ケーブルテレビ(テロップ・特別番 組等)、市ホームページ
県知事	総務課	県防災行政無線・ファックス・Eメール・高度 情報通信ネットワーク・電話・口頭その迅速な
防災会議委員		方法
報道機関	企画政策課	電話・ファックス、口頭又は文書
近隣市町村	総務課	高度情報通信ネットワーク・電話・Eメール・ ファックス

ウ 本部標識板の掲示

災害対策本部を設置したときは、市庁舎正面玄関に「小矢部市災害対策本部」の標示板を掲げる。

(2) 本部の解散

市長は、市域において災害が発生する危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められたときは本部を解散する。

(3) 本部の組織

ア 本部の組織は、小矢部市災害対策本部条例及び小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによる。

【小矢部市災害対策本部』構成図】・・・資料編「14-6」

イ 本部の分掌事務

資料編『小矢部市災害対策本部』分掌事務のとおりとする。

【小矢部市災害対策本部』分掌事務一覧表】・・・資料編「14-7」

【災害警戒本部・災害対策本部設置の場合の職員参集場所(風水害)】・・・資料編「14-22」

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等(風水害)】・・・資料編「14-23」

【災害警戒本部・災害対策本部の本部長指定職員の主な活動(風水害)】・・・資料編「14-24」

(4) 本部の運営等

ア 本部長及び副本部長

- ① 本部長は市長、第1副本部長は副市長、第2副本部長は教育長とする。
- ② 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- ③ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。なお、副本部長に事故あるときは、総務部長が本部長の職務を代理する。

イ 本部員

① 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本部員

企画政策部長、総務部長、産業建設部長、民生部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、消防署長、企画政策課長、総務課長、財政課長

② 本部員は、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な 基本方針について協議する。

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代行する。

ウ 連絡員・副連絡員

本部と各部との円滑な連絡体制を確保するため、連絡員・副連絡員を置く。

工 本部室

本部が設置されたときは、市役所特別会議室に本部室を設け、「小矢部市災害対策本部」の表示をするほか、本部と各部との連絡体制を確保するため、あらかじめ指名された連絡員が常駐する。

才 本部員会議

- ① 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
- ② 本部員会議は、本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。

なお、本部員会議で協議・決定する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 本部体制の配備及び解散に関すること。
- (イ) 重要な災害情報、被害状況の分折及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (エ) 富山県、他市及び公共機関への応援の要請に関すること。

- (オ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
- (カ) 災害予防、応急対策及び復旧対策に関すること。
- (キ) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (ク) 防災に関する経費の支弁に関すること。
- (ケ) その他災害対策の重要事項に関すること。
- カ 本部運営上必要な資機材等の確保

総務班長は、本部が設置されたときは、本部運営上必要な資機材等の準備を行う。

① 本部用資機材の確保

【災害対策本部用資機材一覧】・・・資料編「14-15」

② 本部用通信手段の確保

【災害対策本部用通信手段一覧】・・・資料編「14-7」

③ 自家発電設備による電源の確保

キ 腕章の着用

本部長及び本部員は、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

4 職員の配備

(1)職員の配備

ア 勤務時間内における配備と伝達

① 配備の指示と指揮監督

各部局課長は、各配備基準毎に予め定めた所属職員毎の配備計画に基づき、所属職員に 配備を指示し、指揮監督する。

なお、各部局課長は、平時から、各職員に対し、分担等を周知徹底しておかなければならない。

② 配備指示の伝達

次の方法により行う。

- ・総務課 = 庁内放送、庁内LAN
- ・各部局課長=口頭、庁内電話、携帯電話、携帯電話メール

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等(風水害)】・・・資料編「14-23」 イ 勤務時間外における配備と伝達

① 各部局課長は、各配備基準に従い、所属職員に対し、予め定めた連絡方法・ルートにより、所定の場所に参集し配備につくよう指示するものとする。

総務課は、必要に応じ、携帯電話メールによる伝達を行う。

職員は、常にテレビ・ラジオ等の気象情報等に注意するとともに、非常配備基準に照らして自主参集が必要なときは、上記の指示を待つことなく、自ら指定場所に参集しなければならない。なお、災害その他の状況により、指定された場所に参集できない場合は、その旨を所属長に報告するよう努めるとともに、所在地域の被害状況の収集にあたるものとする。

【配備基準毎の各職員の連絡方法・分担・参集場所等(風水害)】・・・資料編「14-23」

② 各部局課長は、職員の参集状況と各班の活動可能範囲を本部に報告し、本部の指示を受けるものとする。本部長は、職員の参集状況に応じて、正規の班編制とは異なる体制をもって緊急の配備体制を指示することができる。

ただし、緊急を要する場合は、即時、参集職員に対し、災害活動の開始を指示する ことができるものとする。

(2) 職員配備の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ非常配備の指令を発し、または、特定の部に対して種別の異なる指令を発することができる。

5 自主防災組織等との連携

災害対策本部が設置された際、小矢部市災害対策本部職員は全力をもって警戒避難活動を遂行する。しかし災害の状況によっては、市職員だけでの人力(マンパワー)では対策に不備不足が生じる場合がある。そのためにも、住民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。目分のまちは自分で守る。」という自主防災の意識のもとに災害を警戒し、必要な場合は自ら早めに避難するとともに、他の住民等に対し避難を呼びかけ・誘導する必要がある。又、災害時援護者に対しては協力して避難誘導・移送・援護活動に取り組むことが必要である。

そのため、本部は、自主防災組織等と密接な連携を取り、下記事項等に対し、適切な応急対策活動を進めていくものとする。

- ① 災害警戒
- ② 早めの避難、避難の呼びかけ、避難誘導
- ③ 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送
- ④ 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営

6 応援職員の要請

第2編「震災編」第2章第2節「初動体制の確立」5「応援職員の要請」を準用する。

【応援職員要請書】・・・様式集「様式 23」

7 現地災害対策本部

災害発生により一部の区域に被害が集中し、当該区域での情報収集、災害応急対策を講ずる上で本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を充て、現地 災害対策本部員及び要員は、現地災害対策本部長が本部長と協議のうえ、指名する。

8 災害応援協定を締結した自治体からの応援要請があった場合

原則として、庁議において、要請に対する支援方法を決定する。

9 避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

水害や土砂災害における避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達について、適正かつ迅速な実施を図るため、予め行動マニュアルを作成する。

行動マニュアルの作成にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考に、 本市の特性を考慮して作成する。

第3節 避難の指示等、避難所の開設等

担当課	全課
-----	----

火災、がけ崩れ、浸水等の災害から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難の指示等を行う。

避難指示等の判断・伝達にあたっては、避難警戒体制及び避難指示等の判断・伝達のための「行動マニュアル」に沿って、適正かつ迅速に実施する。

1 避難の指示等

(1) 実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示等を行う。

また、警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、市長(本部長)の行う早期避難の指示等について協力するとともに、高齢者、子供、病人等に対しては自主的にあらかじめ市が設置する避難所に避難させ、又は安全地域の親せき、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

現地において著しい危険が切迫しており、市長が避難の指示等を発するいとまがない場合は、 警察官又は消防職員が直接市民に避難の指示等をする。この場合、当該警察官又は消防職員は、 直ちに市長(本部長)に通知しなければならない。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険 を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示す ることができる。

また、県及び指定行政機関、指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 実施責任区分

実施責任者	災害の種類	指示等の内容	根拠法
小矢部市長 (高齢者等避難)	災害全般	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき、要配慮者等へ避難行動の開始を求める。	_
小矢部市長 (指示)	IJ	災害の危険がある場合、必要と認める地域 の居住者、滞在者その他の者に対し、避難 のための立退きの指示等をするとともにあ わせて立退き先を指示する。	
警察官 (指示)	II	市長が避難の指示をするいとまがないとき 又は市長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。災害の危険がある場合,警告を発し急を要する場合避難させ 又は通常必要な措置を命じる。	61条 警察官職務執行法
知事又はその命 を受けた職員 (指示)	洪水 地すべり	洪水の氾濫並びに地すべり等により著しい 危険が切迫していると認められるとき,区 域内の居住者に対し避難のための立退くべ きことを指示する。	地すべり等防止法

実施責任者	災害の種類	指示等の内容	根拠法
水防管理者 (指示)	洪水	洪水の氾濫並びに地すべり等により著しい 危険が切迫していると認められる時,区域 内の居住者に対し避難のための立退くべき ことを指示する。	水防法第 29 条
自衛官 (指示)	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に,警察官等がその場にいない場合に限り,居住者に対し避難のための立退きを指示する。	自衛隊法第94条

市長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する 警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべ き避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として 次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難指示を発令する。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令するものとする。

なお、緊急安全確保は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 (小矢部市)	緊急安全確保	災害が発生・切迫している状況であ り、命の危険があることから直ちに身 の安全を確保する。
警戒レベル4 (小矢部市)	避難指示	危険な場所から全員避難する。
警戒レベル3 (小矢部市)	高齢者等避難	高齢者や要配慮者は危険な場所から避 難する。
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める。

※ 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を 住民等に促す情報とを関連付けるもの。

(3) 避難の指示等を実施する基準

【避難の指示等の発令の一般的基準】

- ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- イ 関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される とき。
- ウ 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。
 - ① 避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれているとき
 - → 高齢者等避難発令

② 氾濫危険水位に達したとき

→ 避難指示発令

- エ 総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。
- オ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- カ 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
 - ① 土砂災害警戒情報に基づき、指示等を実施
 - ② 急傾斜地崩壊危険(崖くずれ、山崩れ)に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について(昭和 44 年 8 月 20 日消防防第 328 号各部道府県防災主管部長あて、消防庁防災救急課長)上に示されている基準を参考にする。
- キ 地震等により、堤防の損壊等の危険が予想されるとき
- ク 火災が拡大するおそれあるとき。
- ケー危険物等の爆発のおそれのあるとき。
- コ 豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。
- サ その他突発的な災害。

*「注意喚起」の広報の実施

高齢者等避難発令に至らない段階にあっても、危険性が高まっていくと予想される場合は、市は、対象地区住民に対して、防災行政無線、広報車等により、「注意喚起」の広報を行うものとする。

[注意喚起の内容]

- ア 注意喚起の発令者
- イ 注意喚起の対象地域(町丁名、施設名等)
- ウ 注意喚起の理由 (要因となった危険要素の所在地等)
- エ その他 (テレビやラジオ等による情報収集の呼びかけ等)

(4) 対象者

避難の指示等、の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域内にいるすべての者を指す。

(5) 避難の指示等の内容

避難の指示等は、次のことを明らかにして行なう。

〔避難の指示等の内容〕

- ア 避難の指示等の発令者
- イ 避難対象地域(町丁名、施設名等)
- ウ 避難の理由(避難要因となった危険要素の所在地・避難に要する時間等)
- エ 避難先及び必要に応じて避難経路(安全な方向及び避難所の名称)
- オ その他 (避難行動時の最少限度の携帯品・要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

(6) 避難指示等の解除の伝達、周知

第2編「震災編」第2章第5節「避難の指示等、避難所の開設等」の2「避難指示等の住民への伝達、周知」、7「避難の指示等の解除」を準用する。

市長は、土砂災害に係る避難指示等を解除する場合において、必要があると認めるときは、 国土交通大臣又は県知事に対し、助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、 連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え ておくものとする。

(7) 県への報告

市長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

【記録事項及び県への報告事項】

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- 工 避難地
- オ その他必要な事項

2 警戒区域の設定

(1) 実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、市長は、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策進事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる(災害対策基本法第63条第1項、警戒区域設定権)。

※ 警戒区域の設定が、避難の指示(同法第60条)と異なる点は、第1に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。第2に警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される(第116条第2項)ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

(2) 警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法
小矢部市長	小矢部市長 災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。		災害対策基本法第 63条
警察官	"	同上の場合におても、市長若しくはその 委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又 はこれらの者から要求があったとき	II
海上保安官	11	同上	"
自衛官	"	同上	自衛官法第94条
消防吏員又は 消防団員		災害の現場において、活動確保を主目的に設定 する	消防法第 23 条の 2 ッ 第 28 条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する	水防法第 21 条

(3) 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要がある。しかし、災害の種別によっては円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考えて段階的に実施することもある。

警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。警戒区域の 設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないよう に留意する。

* このように、警戒区域を、いつ、いかなる範囲に設定するかの判断が的確になされるためには、高度の技術的知識・研鑽が必要であり、設定権者及び各職員は、平常時から想定訓練を行う等の準備を重ねるものとする。

【警戒区域の設定が必要とされる場合】

- ア がけ崩れ、土砂災害等危険地域
- イ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ウ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- エ 放射線使用施設の被害により被爆の危険が及ぶと予想される地域
- オ 河川増水等により洪水発生の危険がある地域
- カ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(4) 警戒区域の設定方法

警戒区域の設定は、当該区域の境界での看板設置による表示、縄張り、警戒員の配置等により実施する。

(5) 警戒区域を設定した場合の伝達方法

警戒区域を設定した場合の伝達方法については、避難指示等の伝達方法を準用する。

3 避難誘導及び移送

市街地火災、水害等で避難を必要とするときは、市民を安全かつ迅速に緊急避難場所及び避難所まで誘導しなくてはならない。

避難の誘導は、地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防団員等が協力して実施する。その他、 避難の誘導については、第2編「震災編」第2章第5節「避難の指示等、避難所の開設等」6 「避難誘導」を準用する。

※ 避難者の誘導

避難者の誘導先は、原則として市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、 その災害の形態、状況に応じて判断する。

【小矢部市の避難所一覧表】・・・資料編「7-2」

(1) 大規模な市街地火災のとき

速やかに避難指示(緊急)を出し、安全な指定緊急避難場所へ誘導する。 火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示(緊急)を解除し、生活の拠点を失った者は、 避難所に移送する。

(2) 浸水のとき

原則として、指定避難所に誘導する。

(3) 建物が被害を受けたとき

屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

4 学校等における避難措置

第2編「震災編」第2章第5節「避難の指示等、避難所の開設等」10「学校等における避難 措置」を準用する。

5 病院等における避難措置

第2編「震災編」第2章第5節「避難の指示等、避難所の開設等」11「病院等における避難措置」を準用する。

6 避難所の開設

第2編「震災編」第2章第5節「避難の指示等、避難所の開設等」12「避難所の開設」を準用する。

第4節 気象予報・降雨情報等の収集伝達

担当課 全課

気象予報・降雨情報等の情報収集は、次により迅速かつ正確に実施するとともに、関係部署・ 機関への迅速な伝達体制を整え、的確な判断ができるようにする。また、収集した情報は、状況 に応じて、市民への広報を行う。

1 予報、警報等の種類と発表基準

(1) 予報、警報等の定義

予 幸	報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意	報	災害が起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報
警	報	重大な災害が起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報
特別警報	報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著し く高まっている場合に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるもの
情	報	台風、大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもの

(2) 種類

ア 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に定める注意報、警報、特別警報等は、富山地方 気象台がそれぞれ発表する。

【注意報、警報の種類及び発表基準】・・・資料編「3-21」

イ 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣もしくは知事が指定する河川等において、洪水等による被害の発生が予想されるとき、国土交通大臣(河川国道事務所長)又は知事が発表する。

【水防警報の種類、内容及び発令基準(河川・国)】・・・資料編「3-9」 【水防警報の種類、内容及び発令基準(河川・県)】・・・資料編「3-10」

ウ 火災気象通報及び火災警報

市長(小矢部消防署)は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の定めるところにより、火災警報を発令する。

なお、気象の状況が次の基準のいずれかに該当し、火災発生の危険性が極めて大であると 認める場合は、火災警報を発令するものとする。

- ① 実効湿度が 65%以下で最低湿度が 40%以下を下り、最大風速が 7 m/秒を越える見込みのとき。
- ② 平均風速 10m/秒以上の風が1時間以上連続して吹く見込のとき。ただし、降雨、降雪等の場合は、発令しないことがある。
- エ 地区鉄道気象通報及び電力気象通報富山地方気象台が発表する。

参考:地震情報の場合

地震の震央、規模などは気象庁で決定する。したがって、県内で地震を観測した時は、気象庁で決定された情報を発表する。ただし、通信が途絶し緊急を要する場合は、富山地方気象台で推定した状況を発表する。

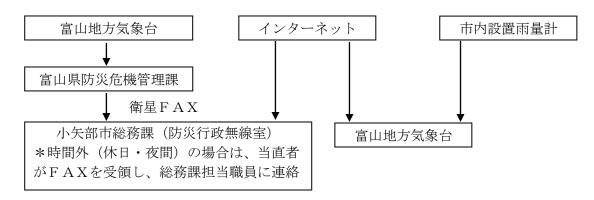
才 土砂災害警戒警報

土砂災害警戒警報は、大雨警報発表中に更に土砂災害の危険性が高まった場合に発表される防災情報である。

- (ア) 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、市長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とする。
- (イ) 発表は、市を特定し、富山県土木部と富山地方気象台が共同して行う。

2 気象予報、降雨情報等の収集体制

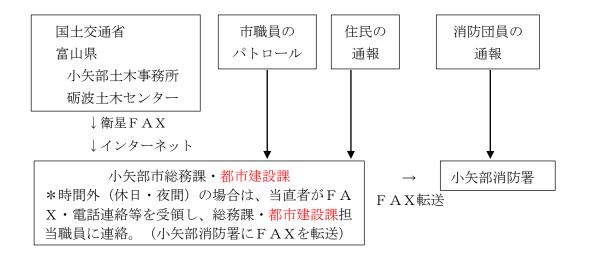
(1) 気象情報、降雨情報等の基本的な収集体制は次のとおりとする。



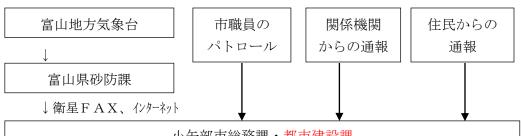
* 雨量情報については、小矢部川上流等の他地区の降雨状況、先行雨量、時間雨量の状況についても、富山地方気象台、富山県防災情報システム等より収集するものとする。

【雨量計の所在地(設置場所)】・・・資料編「3-3」

(2) 河川水位情報・水防警報の基本的な収集体制は次のとおりとする。



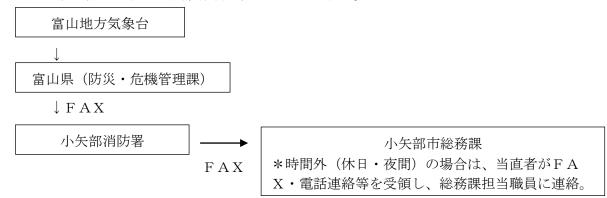
(3) 土砂災害情報の基本的な収集体制は次のとおりとする。



小矢部市総務課·都市建設課

*時間外(休日・夜間)の場合は、当直者がFAX・電話連絡等を受領し、総務課・都市建設課担当職員に連絡。(小矢部消防署にFAXを転送)

(4) 火災気象通報の基本的な収集体制は次のとおりとする。



3 気象予報、警報等の伝達体制

(1) 気象注意報・気象警報の伝達

気象予報・警報等は、次の伝達系統により防災関係機関に伝達する。

【気象等に関する情報の伝達系統図】・・・資料編「5-12」

(2) 水防警報の伝達

市長(都市建設課・小矢部消防署)は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)の定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知するものとする。

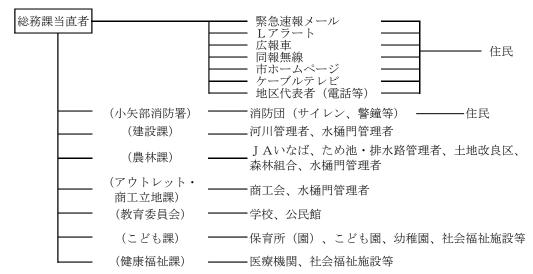
(3) 火災気象通報及び火災警報

市長(小矢部消防署)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知するとともに、知事(防災・危機管理課)に報告しなければならない。 火災警報を発令したときは、小矢部消防署は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発 令中」の掲示板の掲出、ケーブルテレビ、市ホームページ市防災行政無線並びに車両による広報をもって一般市民に周知させる。

(4) 住民等に対する情報伝達間隔

(1)~(3)の情報に対して、特に、災害の発生が予知され危険である場合、又は必要と認められる場合は、総務課は、自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。

消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させるものとする



(5) 予警報等受領伝達簿

総務班は、予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任者を明らかにし、かつ、事務の参考に資するため予報、警報等受領伝達簿を作成するものとする。

4 河川水位、独自観測雨量情報の収集分析

不意打ち的な集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象官署の情報の他、当該地域に即した独自情報の収集分析が重要である。このため、

- ① 関係機関・関係課による河川水位情報
- ② 小矢部市設置雨量観測施設の雨量情報

を災対本部及び災害警戒本部等において収集、分析する。

【雨量計の所在地(設置場所)】・・・資料編「3-3」

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「3-4」

【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「3-5」

5 異常現象を発見した者の措置

- (1) 異常現象を発見した者は、市長(総務課)、警察官に通報する。
- (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに市長(総務課)に通報するとともに、それぞれの警察署に通報するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)によって、異常現象を了知した市長(総務課)は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な処置をとる。

市長		富山地方気象台
	防災・危機管理課	
	(水防に関しては河川課)	

隣接市町

(注) 異常現象とは、竜巻、強い降雹、強い突風、堤防に小さな水もれがあり、放置すれば決壊のおそれがあるとき等の災害が発生するおそれがある有力な兆候をいう。

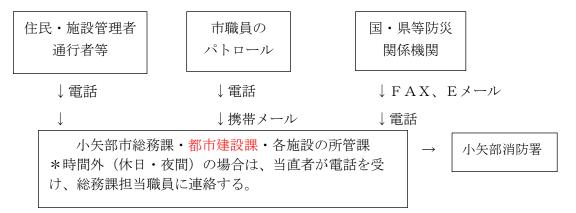
【気象等に関する情報の伝達系統図】・・・資料編「5-12」 【注意報、警報の種類及び発表基準】・・・資料編「3-21」

第5節 風水害・火災の災害情報等の収集報告

担当課 全課

1 災害情報の収集

(1) 風水害における災害情報の基本的な収集体制は次のとおりとし、総務班がその集約を行う。



ア 収集源

① 地域・民間企業等からの被災情報収集

住民、自主防災組織・自治会等の地域団体、公共施設・福祉施設等管理者及び電力、タクシー・トラック会社等の民間企業から、被災情報を収集する。

② 市職員による被災情報収集

現地調査職員、参集職員から、被災情報を収集する。

【配備基準毎の調査対象(風水害)】……資料編「14-21]

「現地からの被害の報告要領」

•報告事項

報告者氏名職、日時、場所、収集情報(下記イ収集内容を基本とする)

• 報告手段

電話、携帯電話、携帯電話メール(画像転送機能も活用)を使用なお、FAX、Eメールが使用可能な場合は、併用する。

- ③ 国・県及び各防災関係機関からの被災情報収集 国・県及び各防災関係機関から、被災情報の提供を受ける。
- ④ ヘリコプターによる上空からの被災情報収集必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる被災情報の収集を要請する。
- ⑤ テレビ・ラジオ・インターネット等からの被災情報収集 テレビ・ラジオ・インターネットを視聴し、被災情報を収集する。

イ 収集内容

- ① 被害の発生地(地域)
- ② 被害の種類(破場、崖崩れ、内水氾濫等)
- ③ 人的被害の状況
- ④ 住家被害の状況
- ⑤ 道路、橋梁、河川の状況
- ⑥ 必要な応急対策
- ウ その他被災情報の収集については、第2編「震災編」第2章第4節を準用する。

(2) 火災情報

住民等からの通報にもとづき、小矢部消防署が収集する。

(3) 住民の避難等の情報

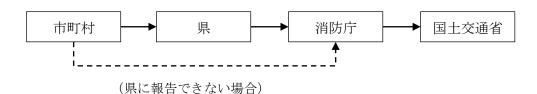
住民の避難状況、安否情報等については、避難班及び災害救助班が、次の者から情報収集し、 総務班が集約する。なお、状況に応じ、休日・夜間も対応できる職員体制をとる。

- · 緊急避難場所派遣市職員
- 避難所施設管理責任者
- · 自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員

2 災害情報の県への報告

収集した災害情報は、県に対し適時報告する。

【災害概況即報】・・・様式集「様式4」 【災害確定報告】・・・様式集「様式5」



【水害に関する被害等状況報告書】・・・様式集「様式 24」

第6節 災害通信

第2編「震災編」第2章第3節「災害通信」を準用する。

第7節 災害広報

担当課

総務課、企画政策課

1 警戒避難広報の実施

(1) 実施基準

警戒避難広報は、下記の基準により、準災害警戒本部にあっては総務課が行い、災害警戒本 部設置以後は、企画広報班が行う。

種別	実施基準	実施判断体制	広報手段	個別連絡先
	①大雨、洪水、暴風の警報が			①該当地区自主
	1つ以上発令され、危険な		②広報車	防災会長
	状態が予想されるとき		③ケーブルテレ	②該当自治会長
	②大雨、洪水、暴風等による		ビ	③該当地区内福
	被害発生が特定の地区に予		④市ホームペー	祉施設長
	想されるとき		ジ・SNS(フェ	④該当地区内避
	③氾濫注意水位に達したとき			難所施設管理
高齢者等避難	①大雨、洪水、暴風の警報が	災害警戒本部又	.4 /	者
発令	1つ以上発令され、危険な	は災害対策本部	⑤サイレン	0 - ,,
	状態が継続し、災害の発生	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	⑥市職員、消防	
	が予想され、要配慮者の避			⑥県(防災・危
	難が必要と認められるとき		員及び自治会	
	②大雨、洪水、暴風等による			⑦小矢部警察署
	被害が局所的に発生し、要		⑦緊急速報メー	
	配慮者の避難が必要と認め		ル・登録制メール	
	られるとき。		ール ⑧Lアラート	
	③避難判断水位に達したとき		(災害情報共	
避難指示発令	①大雨、洪水、暴風の警報が	同上	有システ	
	1つ以上発令され、危険な		ム)・報道	
	状態が継続し、災害の発生			
	が予想され、住民の避難が			
	必要と認められるとき			
	②大雨、洪水、暴風等による			
	被害が局所的に発生し、住			
	民の避難が必要と認められ			
	るとき			
	③氾濫危険水位に達したとき			
	又は土砂災害警戒情報が出			
	されたとき			

種別	実施基準	実施判断体制	広報手段	個別連絡先
警戒区域設定	①災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命・身体に対する危険を防止するため、特定の区域を設定し、立ち入り制限、退去を命ずる必要があると判断されるとき	②警察官 ③自衛官 ④消防吏員また は団員		

(2) 広報の実施の際の留意事項

① 混乱の防止

混乱を防止するため、落ち着いて行動する、不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから正確な情報入手するなどを呼びかける。

電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないよう、対応電話を決め、その電話で 集中対応する。

安否情報は、「災害用伝言ダイヤル」や「携帯電話災害用伝言板」「災害用ブロードバンド伝言板」等を利用するよう呼びかける。

【災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板の利用方法】 ・・・資料編「5-8防災関連ホームページ」参照

② 住民等からの問い合わせに対する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

③ その他

企画広報班は本部と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び担当部 等が把握した災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施す る。

2 報道機関に対する広報要請並びに発表

(1) 放送局に対する広報要請並びに発表

企画広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送局による広報が適当なものについては、放送局に広報を依頼する。

放送局に対する放送の依頼は、原則として知事に要請して行なう。

ただし、県との連絡が不可能な場合は、放送局に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

(2) 報道機関に対する発表

企画広報班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

ア報道場所を確保する。

報道場所は、市庁舎内の会議室とする。災対本部活動を円滑に進めるため、災対本部室、 本部事務局室とは別の部屋を確保する。

- イ 発表担当者は、企画広報班責任者の在庁最上位の者があたる。
- ウ 事前に、報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の 進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これに より、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するよう要請する。
- オ 警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(3)報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 警戒避難活動を効果的に実施するための行動指示等〔要請〕

高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等の報道

- イ 災対本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 避難状況等 [発表]
- エ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項 [要請]
- オ 小矢部市の被害状況 [発表]
- カ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - (例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ・安否情報については、「災害用伝言ダイヤル」や「携帯電話災害用伝言板」「災害用 ブロードバンド伝言板」等を活用してほしい。
- キ 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況

〔発表、要請〕

ク 電気、電話、水道等公益事業施設状況(被害状況、復旧見通し等)

[発表、要請]

ケ 河川、道路、橋梁等土木施設状況(被害、復旧状況)〔発表、要請〕

3 ライフライン関係機関等への要請

常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関・業者に対し、住民からの問い合わせや広報に対応できるよう、広報担当セクションの設置や 増強を要望する。

4 関係機関との調整

- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき 災対本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき 関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに災対本部へ通知すること。 通知の内容は以下のとおり。
 - ア 広報を実施した日時(※混乱防止のうえで特に重要)
 - イ 広報の目的
 - ウ 広報内容の概要

【救援期の広報】

第2編「震災編」第2章第8節「災害広報」を準用する。

○広報案文

【警戒避難活動期の広報案文】

[案文1] 大雨に関する情報の周知と住民への注意喚起

(梅雨) 前線による大雨に関する情報についてお知らせします。

○○地方では、(梅雨) 前線が引続き停滞し、○○市○○では、降り始めからの雨量が△ △ミリに達しております。これから夜半にかけて(梅雨)前線が活発になるおそれがあり ますので、今後の雨の降り方に十分注意してください。

雨は、今後も降り続く見込みです。テレビやラジオ等の気象情報に注意してください。

[案文2] 大雨・洪水警報発表の周知と高齢者等避難のよびかけ

大雨・洪水警報が発表されました。

河川が氾濫したり、山や崖が崩れる恐れがあります。

停電したり、断水する恐れがあります。

いつでも避難できるよう準備してください。

なお、避難に時間を要する方は、避難を始めて下さい。○○公民館、◇◇小学校体育館は、既に避難所として開放していますのでご利用ください

また、家のまわりに山やがけ地があるお宅は、異常があれば早めに避難してください。 テレビやラジオの情報に注意してください。

(断水に備えて、飲料水をためてください。)

(危険が迫っていますが、落ち着いて行動して下さい。)

〔案文3〕避難の指示

市災害対策本部からお知らせします。

これまでにわかった市内の被害状況は、次のとおりです。

市△△地区で全壊又は半壊家屋が、5棟です。幸いけが人はでていません。

また、市内全域で電気、水道がストップしています。

現在、風雨は小康状態ですが、前線は依然停滞し、これから夕方にかけ雷を伴って1時間に50ミリ以上の雨が降る恐れがあります。

△△地区以外でも山崩れ、崖崩れ、土石流等の発生が予想されます。がけの近くの住宅 や浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、隣近所声を掛け合って、最寄りの避難所に 避難してください。

避難所は、△△小学校、◇◇公民館です。

避難所には、毛布及び簡単な食料を準備しています。

なお、避難の際は、崖の周辺など危険な箇所を避け、安全な経路で避難してください。

〔案文4〕避難の指示(がけ崩れ)

災害対策本部からお知らせします。

市内○○地区で、がけ崩れが発生しました。

○○地域、□□地域の方は、至急避難してください。

避難所は、□□中学校、△△小学校、または◇◇公民館です

最寄りの避難所へ、隣近所誘い合って避難してください。

また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず、落ち着いて行動してください。

〔案文5〕避難の指示(洪水)

○○地区で、○○川が氾濫しました。

氾濫地区が、広がる恐れがあります。

○○地区の人は、直ちに○○公民館に避難してください。

お互いに助け合って直ちに避難してください。

(係員の指示に従って下さい。)

【救援期の広報案文】

[案文1] 応急復旧状況の周知と対応行動の指示(洪水)

○○川の水位は下がりはじめましたが、また危険になる恐れもあります。

○○川の破堤箇所は仮締切りされました。

停電や断水はまだ続いています。

市道○○線は通行できません。

飲料水や食料は○○で配っていますので、必要な人は取りに来てください。

テレビやラジオの情報に注意して下さい。

〔案文2〕市の救援活動状況の周知

市災害対策本部からお知らせします。

市内の停電は、本日2時ごろには解消される見込です。

上水道は、復旧にまだ数日かかる予定です。断水している○○町、◇◇地区の方々は、 現在、○○小学校、◇◇公民館において給水車による給水を行なっています。(消毒が完了 していない井戸水は、使用しないでください。)

また、被害に遭われた方々のために、□□小学校□□中学校で、食料、毛布など救援物資を配付しております。

特に、家屋が土砂に浸かったお宅では、厚生センターの職員が薬剤を配付していますので、消毒等の防疫対策を行なってください。

〔案文3〕復旧状況の周知と対応行動の指示(洪水)

堤防の復旧工事が、○月○日より始まります。完成は○月の予定です。

水道管の検査のため、○日の○時から○時まで断水します。

ゴミの収集は、明日より平常通りに行います。

生活相談を、○曜日から○曜日の午前○時から○時まで市役所の窓口で行なっています。

工事中ご迷惑をおかけしますが、しばらくご辛抱ください。

水道が断水するまえに、飲料水をためておいてください。

市役所の窓口が混雑していますので、お急ぎでない方はしばらくお待ちください。

第8節 水防計画

担当課都市建設課、農林課、小矢部消防署、総務課

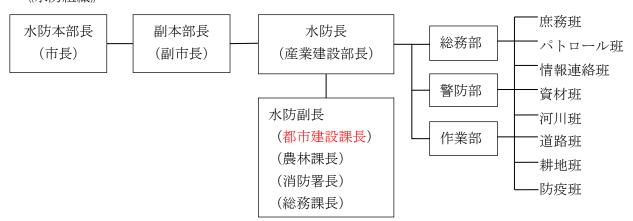
洪水、内水氾濫で大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、水防管理者である市長が消防関係機関、警察機関と連携を図り、水防活動を行う。

また、現場での秩序維持のため必要があるときは小矢部警察署長に対して警察官の出動を、その他緊急の必要があるときは消防団の出動、他の水防管理者の応援、自衛隊の派遣要請を行うことができる。

1 水防組織

(1) 水防本部

水防活動を行うため、小矢部市水防本部を置くものとする。ただし、災害警戒本部又は小矢部市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、本部に統括されるものとする。 《水防組織》



(2) 水防業務の内容及び分担

水防本部各班の水防業務の分担は、次表のとおりである。

班名	業務分担	担当課
庶務班	① 水防本部の連絡調整に関すること。② 他の班に属しないこと。	総務課
パトロール班	① 危険箇所の監視・警戒・巡視に関すること。	農林課 都市建設課 小矢部消防署 上下水道課 都市計画課 商工観光課
情報連絡班	① 水防情報の収集伝達に関すること。② 気象情報の収受及び伝達に関すること。③ 住民に対する予報等の周知に関すること。	総務課 都市建設課 小矢部消防署 企画政策課
資材班	① 水防資材の調達に関すること。	都市建設課
河川班	① 河川の水防に関すること。② 砂防施設、急傾斜地等の水防に関すること。	都市建設課
道路班	① 道路、橋梁等の水防に関すること。 ② 冠水道路の復旧	都市建設課
耕地班	① 農業用施設の水防に関すること。	農林課
防疫班	① 被災地の防疫措置に関すること。	生活環境課

- * 水防のため必要があると認めるときは、市長は現場の秩序あるいは保全維持のため、小矢 部警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(水防法 22 条)
- * 水防作業は、積土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等とし、工 法は国土交通省国土技術政策総合研究所監修水防工法ハンドブック等による。
- * 小矢部消防署の対応

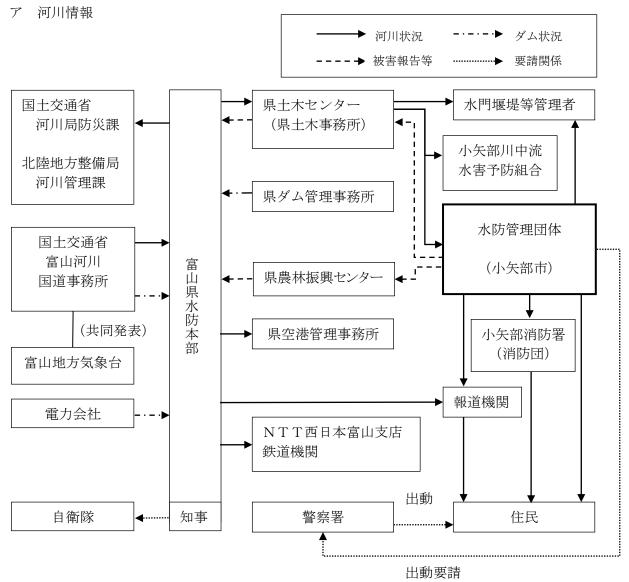
台風、豪雨等により水害が発生する危険がある場合又は発生した場合には、平素の業務を縮小し又は停止して災害の防除に専念する。活動は、「水防計画」、「招集編成計画」、「監視警戒計画」等の諸計画に基づき実施する。

2 通信連絡系統

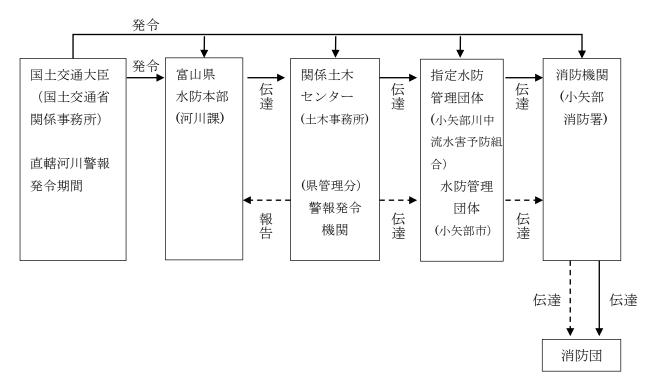
(1) 水防通信連絡系統

富山県水防本部その他から洪水等に係る通報を受けたときの通信連絡は、おおむね次のとおりとする。

※ 水防情報通信連絡系統図

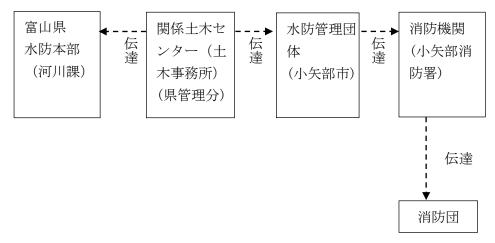


イ 水防警報



※ 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する水防警報・洪水予報は、水防管理 団体及び消防機関に直接一斉FAXされる。

ウ 氾濫危険水位+到達情報



(2) 水防信号

水防に用いる信号は、富山県水防信号規則(昭和 24 年富山県規則第 98 号)の定めるところによる。

- ア 報知信号
 - 河川の水位が量水標の示す警戒点に達したことを知らせるもの。
- イ 出場信号
 - 消防機関に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの。
- ウ 避難信号
 - 必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

水防信号

	サイレン信号	警鐘信	
報知信号	30秒 6秒 30秒 6秒	0 0-0-0-0 0 0-0-0-0	
	〇一 休止 〇一 休止	【1点4点の交打】	
出場信号	5秒 6秒 5秒 6秒	0-0-0 0-0-0 0-0-0	
	〇一 休止 〇一 休止	【3点打】	
避難信号	5秒 2秒 5秒 2秒	0-0-0-0-0-0-0	
	〇一 休止 〇一 休止	【連打(乱打)】	

- ※1 信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては2分間、警鐘信号にあっては5分間とする。
- ※2 信号はそれぞれ併用することができる。
- ※3 水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。
- ※4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

3 気象情報等の収集

水防本部は、防災気象情報システム、インターネット等を活用し、気象情報等の収集に努める。 また、民間予報業務(気象情報提供)事業者から情報提供を受け、水防活動に利用する。

4 雨量、水位・流量等に関する情報の収集

水防本部は、富山県総合防災情報システム、防災ネット富山、インターネット等を活用し、公表されている雨量観測所における雨量、水位観測所における水位に関する情報を収集するとともに、流量観測所(ダム)における流量や風向観測所における観測情報の収集に努める。

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「3-4」 【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「3-5」

5 監視及び警戒

(1) 堤防等監視

水防管理者(市長)は、巡視員をして、関係河川等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター(事務所)及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者(市長)は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。

- ア 裏法(堤防斜面の居住地側)の漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ
- イ 表法(堤防斜面の川側)で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ウ 天端(堤防の上端、上面)の亀裂または沈下
- エ 堤防の溢水(水があふれる)状況
- オ 樋門(排水門、取水門)の両袖または底部からの漏水と扉の閉り具合の異常
- カ 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常

また、状況に応じて専門技術者に協力を求め、危険個所について緊急現地調査を実施する等により、的確な状況判断を行う。

異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター (事務所)、国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡するとともに、避難指示 等発令の対応を速やかに実施する。

(3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。(水防法第21条)

6 警戒配備と出動

(1)警戒配備

ア 洪水等のおそれがあるときは、次の警戒配備の体制を整える。

配備体制	配備時期	配備の内容
警戒準備配備	①市の区域に大雨、洪水注意報の1つ以上が発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的余裕のある場合で、本部長が指令したとき②その他必要により本部長が指令したとき	関係課の少数の人員をもってこれにあたり、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制を整えておくものとする
第1警戒配備	①市の区域に大雨及び洪水警報の1つ以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位及び流量が指定水位及び指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で、本部長が指令したとき②市内で震度3の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	関係課の所要の人員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連携し、水防体制を整えるものとする 水防団待機
第2警戒配備	①危険な状態が継続して水防活動の必要が予想されまたは事態の規模が拡大し第1配備では対処できないと考えられる場合 ②市内で震度4の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	関係部課の所要人員全員をもっ てこれにあたる 水防団出動
特別警戒配備	①事態が切迫して、水防活動を開始するとともに、 住民の避難等が必要となった場合 ②市内で震度5弱の地震が発生 ③その他必要により本部長が指令したとき	本部長が指定した職員全員をもってこれにあたる 高齢者等避難、避難指示を発令 警戒区域を設定

- イ 警戒配備の解除は、今後水防活動の必要がなくなったときに市長が指令する。
- ウ 洪水等の災害が大規模に発生した場合は、非常配備体制に移行する。

(2) 出動

ア 出動準備

水防管理者(市長)は、次の場合には、警防部(小矢部消防署)に対し出動準備をさせる ものとする。

- ① 河川の水位が水防団待機水位(指定水位)及び指定流量に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
- ② 市内で震度3の地震が発生したとき

イ 出動

水防管理者(市長)は、次の場合には、直ちに警防部(小矢部消防署)に出動させ、河川の巡視等の警戒配置につく。

- ① 水防警報が発せられたとき
- ② 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)または警戒流量に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき

③ 市内で震度4以上の地震が発生したとき

【水防団員等現況表】・・・資料編「6-12」

7 水防警報の発令と解除

(1) 水防警報の発令

ア 国土交通大臣の発する水防警報

国土交通大臣は、洪水等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸等について、水防活動を行う必要があるときは、その旨を警告(水防警報)し、知事に通知しなければならない。知事は、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者に通知しなければならない。

【水防警報の種類、内容及び発令基準 (河川・国)】・・・資料編「3-9」 【水防警報 (国) 発表形式】・・・資料編「3-19」

イ 知事の発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の河川で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて自ら指定した河川、海岸について、水防活動を行う必要があるときは、関係水防管理者にその旨を警告(水防警報)しなければならない。

【水防警報の種類、内容及び発令基準 (河川・県)】・・・資料編「3-10」 【水防警報(県)発表形式】・・・資料編「3-20」

ウ 水防警報河川及びその区域

【水防警報河川及びその区域】・・・資料編「3-11」

- エ 水防警報の伝達系統 水防警報の伝達系統は本節 3(1)②のとおりである。
- オ 水防警報の受報及び伝達

【水防警報の発報・受報担当者】・・・資料編「5-14」

また、水防警報により水防活動を実施した場合、水防管理者(市長)は、県水防本部へ報告する。

(2) 水防警報の解除

国土交通大臣または知事は、水防活動の必要がなくなったと判断したときは、水防管理団体に水防警報の解除を指令する。

8 洪水予報の発表

(1) 洪水予報の発表

知事は、水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣及び気象庁長官が指定する河川の洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者に対しその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

【洪水予報伝達系統図】・・・資料編「5-13」

(2) 洪水予報指定河川とその区域

【洪水予報指定河川及びその区域】・・・資料編「3-12」

(3) 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位

【洪水予報指定河川の基準地点及び基準水位一覧表】・・・資料編「3-13」

(4) 洪水予報の発表基準

【洪水予報の種類及び発表基準】・・・資料編「3-14」

(5) 洪水予報の発表形式

【小矢部川洪水予報発表形式】・・・資料編「3-18」

9 氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の発表

- (1) 氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の通知
 - ア 国土交通大臣の通知

国土交通大臣は、水防法第 10 条第2項により指定した河川(洪水予報指定河川)以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として指定した河川(水位周知河川)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨(氾濫危険水位到達情報)を当該河川の水位または流量を示して知事に通知しなければならない。知事は、この通知を受けた場合においては、直ちに関係水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

イ 知事の通知

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として自らが指定した河川(水位周知河川)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、所轄土木センター(事務所)は、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨(氾濫危険水位到達情報)を当該河川の水位または流量を示して直ちに、関係水防管理者に通知しなければならない。

- ウ 氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の伝達系統 同節 2(1) ウを参照。
- (2) 水位周知河川(水位情報周知河川) とその区域

【水位周知河川及びその区域】・・・資料編「3-15」

(3) 氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の発表

【氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の発報・受報担当者】・・・資料編「5-16」 【氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報発報形式】・・・資料編「5-17」

10 水防作業

(1) 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果をあげ得る場合が多い。 しかし、時には数種の工法を併施して初めてその目的を達成することがあるので、当初施工 の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、水防に努めなけれ ばならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を選び、施工するものとする。

【水防作業を必要とする異常状態に対応する主な工法】・・・資料編「15-18」

- (2) 水防作業上の心得
 - ア 命令または指令がないにもかかわらず、部署を離れるなど勝手な行動をとってはならない。 イ 作業中は常に危険に対する警戒心を弛めず、どのような環境においても冷静さを保持する こと。
 - ウ 夜間にあっては、特に言動に注意し、みだりに「溢水」や「破堤」等の想像による言動を 発してはならない。
 - エ 命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、 また、いたずらに消防団員を緊張させ、疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力 を発揮できるよう心がける。
 - オ 洪水時において、堤防に異常がおきる時期は、滞水時間にもよるが、だいたい水位が最大 のときまたはその前後である。

しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる割合が多いこと(水位が最大洪水 位の4分の3に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するま で警戒を解いてはならない。 * なお、地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意し、河川の水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じる。

11 決壊等の通報及び決壊後の処置

(1)決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者(市長)または消防機関の長は、直ちにこれを国土交通省富山河川国道事務所及び高岡土木センター(小矢部土木事務所)並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体その他に連絡する。

(2) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者(市長)、消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

12 避難のための立退き

(1) 避難のための立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者(市長)または知事若しくはその命令を受けた高岡土木センター(小矢部土木事務所)所長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難のための立退きを指示することができる。水防管理者(市長)が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 立退先の周知及び避難誘導

水防管理者(市長)は、本計画及び地域防災計画に基づき、予定立退先をあらかじめ定める とともに、当該居住者への周知に努める。

立退きの指示があったときは、当該区域の居住者に伝達するとともに、それぞれ関係各機関及び警察署の協力を得て避難の誘導を行う。

13 水防解除

水防管理者(市長)は、水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に減じ、かつ洪水等の危険がなくなり水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに高岡土木センター(小矢部土木事務所)に対してその旨通報する。

14 水防実施状況報告

水防管理者(市長)は、水防活動が終結したときは遅滞なく水防実施状況を取りまとめ、高岡 土木センター(小矢部土木事務所)及び国土交通省関係事務所に報告する。

15 協力・応援

(1) 居住者等の協力

水防管理者(市長)または消防機関の長は、水防活動のためやむを得ない必要があるときは、水防管理団体(市)の区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させることができる。

(2) 警察官の応援

水防管理者(市長)は、水防活動のため必要があると認めるときは、小矢部警察署長に対し 警察官の出動を求める。

(3) 水防管理団体相互の協力

水防管理者(市長)は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長または消防長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動する。

(4) 自衛隊の応援

人命及び財産に重大な影響を与えるような水防非常事態が発生し、または予想され、自衛隊の出動を待つほかに、これを防御することのできないようなときは、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

16 水防訓練

指定水防管理団体(小矢部川中流域水害予防組合)は、毎年、水防訓練を行わなければならない。

水防管理団体(市)の水防訓練は、次の項目などについて十分訓練を行い、実施にあたっては、 地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

[主な訓練項目]

- ア 情報収集(雨量、水位、潮位、風速)
- イ 通報 (無線、電話)
- ウ 動員(消防団、応援)
- 工 輸送(資材、器材、人員)
- 才 工法(水防工法)
- カ 樋門、角落しの操作
- キ 情報伝達 (避難指示等)
- ク 避難 (要配慮者の避難、避難所開設等)及び安否確認
- ケ 立退き (危険区域居住者の避難)

17 水防費用

(1) 水防費用

水防管理団体(市)の所管する区域の水防に要する費用は、水防管理団体(市)が負担する。 ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理 団体と応援した水防管理団体との間において協議し決定する。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(市長)または消防機関の長は、水防の現場において次のような権限を行使することができる。

- i) 必要な土地の一時使用
- ii) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- iii) 車両その他の運搬用機器の使用
- iv)工作物その他の障害物の除去

イ 公用負担権限及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者(市長)または消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、またこれらの権限者から委任を受けて権限を行使するものにあっては、その身分を証明する証票を携行し、関係人または一般の人から請求があったときは、これを提示する。

ウ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使し損失を与えたときは、証票を2通作成し、1通は行使者が保管し、

他の1通は物品の所有者若しくはその管理者またはこれに準ずる者に手渡す。

工 指失補償

水防管理団体(市)は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償する。

18 浸水想定区域

(1) 浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成する。(平成19年3月作成、平成21年3月修正)

- *浸水想定区域:国土交通大臣又は都道府県知事が、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにする。(水防法第14条第1項、第2項)
- *洪水ハザードマップ:洪水ハザードマップとは、堤防が決壊した場合の浸水程度や指定緊急 避難場所及び指定避難所等の情報をわかりやすく地図に示したものである。これを地域住 民、滞在者その他の者に配付、周知することにより、水害時における避難等を速やかに行 い、人的被害を最小限に抑えるとともに、洪水等に対する防災意識を一層高める。その際、 河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示す ることに努めるものとする。
- (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び伝達方法

浸水想定区域内に在る要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として 防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を 確保する必要があると認められるものをいう。)は、次のとおりである。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設】・・・資料編「7-7」

上記施設への洪水予報等の伝達方法は次のとおりとする。(水防法第15条第2項)

ア 予め指定した電話、携帯電話、FAX、Eメール、携帯メール

イ 上記のいずれも不通の場合は、広報車で、直接、施設に出向く

第9節 風水害時における消防団の活動

担当課

小矢部消防署、消防団

1 活動の基本方針

- (1)消防団の警戒避難活動は、それぞれの担当区域での防災活動により対応し、特定の地域での 大規模災害の危険が拡大した場合などは、「集中防御(団の防災力の集中的な運用による防 災活動)」により対応する。
- (2) 自主防災組織、住民等との協力 大規模な風水害時には、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。
- (3)優先する活動

それぞれの地域の事情で異なるが、警戒避難活動期においては概ね以下の活動を優先する。

- ア 危険地域における警戒巡視
- イ 危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ
- ウ 危険地域住民等に対する高齢者等避難の呼びかけ及び避難の指示等の伝達
- エ 危険地域住民等に対する隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- オ 避難誘導、要配慮者の保護・移送
- カ その他の二次災害危険(LPガスボンベ流出防止など)に対する警戒の呼びかけ
- (4) 上記以外の活動については、小矢部市水防計画による。

2 消防分団詰所等への参集

風水害時においては、消防団員にあっては、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所に参集し、「警戒避難活動の判断情報」(特に、担当区域の降雨、河川水位、低地冠水・小崩壊等の状況)の収集・危険箇所の警戒巡視に従事する。団長、副団長は災対本部に参集する。各分団の幹部は分団詰所に参集する。参集途上におい

ては、可能な限り上記「警戒避難活動の判断情報」を収集し、災対本部に報告すること。

3 自主防災組織、住民等に対する注意喚起・活動協力要請

消防団は、自主防災組織の役員や住民に対し災害への注意を促すとともに、状況に応じて避難 の準備・避難・避難誘導・家族や隣近所の要配慮者の保護・移送などに協力するよう要請する (必要に応じてハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する)。

上記活動は、危険地域を有する消防分団等においては特に重視するものとする。

4 救出活動

第12節「救出・救助活動」を参照。

5 避難誘導

(1) 浸水あるいは土砂災害危険の接近により、住民避難の必要性が生じたときは、これを住民に 伝達するとともに、市職員、自主防災組織と連携をとりながら、安全な場所に避難誘導する。 高齢者等避難の発令等に対応した要配慮者の避難にあたっては、要配慮者台帳に登録された 支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等による避 難支援体制を整えるとともに、避難車両の手配、避難所の開設等の事前準備を行い、迅速かつ 適切な避難を行う。

(2) 避難指示等、又は警戒区域の設定による避難誘導についても、上記(1)の要領による。 →第3節「避難の指示等、避難所の開設等」

第 10 節 土砂災害対策

担当課

都市建設課、農林課、総務課、小矢部消防署、企画政策課、税務課

市長は、気象庁より大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集して、急傾斜地崩壊危険箇所等の巡視及び警戒に万全を期するものとする。

また、急傾斜地崩壊危険箇所等が崩壊、又は崩壊のおそれが生じたときは、警戒員の配置、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずる。

| 1 急傾斜地崩壊危険箇所等の現況

急傾料地崩壊危険箇所等の現況は、次のとおりである。

【急傾斜地崩壊危険区域指定地】・・・資料編「4-2」

【急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)】・・・資料編「4-5」

【急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「4-12」

【地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所図】・・・資料編「4-3」

【地すべり危険箇所(国土交通省所管)】・・・資料編「4-4」

【地すべり発生危険地区(林野庁所管)】・・・資料編「4-6」

【地すべり危険箇所(農村振興局所管)】・・・資料編「4-7」

【地すべりに関する土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「4-13」

【十石流危険渓流】・・・資料編「4-9」

【土石流危険渓流内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「4-14」

2 情報の収集伝達

(1) 収集すべき情報の内容

収集すべき情報の内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 危険区域及びその付近の降水量
- イ 急傾斜地の地表水、湧水の状況
- ウ 危険箇所及びその付近の亀裂の有無
- エ 森林(竹木)等の傾倒の状況
- オ 人家(建築物)等の損壊等の状況
- カ 住民及び滞在者の数
- キ その他災害に関する状況

(2) 土砂災害警戒情報等の伝達

市は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当地区の自主防災組織代表者・自治会長等に電話・携帯電話等で連絡するとともに、周辺住民に対して、防災行政無線、広報車等により、注意を喚起する。また、迅速かつ的確に高齢者等避難・避難指示等の判断を行い、伝達を行うものとする。

特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域内における要配慮者施設に対しては、電話・携帯電話・FAX・電子メール・携帯メール、緊急速報メール、Lアラート(災害情報共有システム)等により、早期の情報伝達に努めるものとする。

【情報の伝達系統図(土砂)】・・・資料編「5-18」

(3) 土砂災害緊急情報等の活用

市は、土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、 国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する 住民の避難指示の判断等にあたり活用する。

※十砂災害緊急情報

次に掲げるア〜ウのいずれかの状況になった場合、市町村が適切に住民の避難指示(緊急)の判断等を行えるよう緊急調査を実施(アについては県が、イ、ウについては国が実施)し、 国、県はそこで得られた情報をもとに、土砂災害が想定される区域及び時期に関して、土砂災害緊急情報として関係自治体の長に通知するとともに一般へ周知することになっている。

- ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合
- イ 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等 の高さがおおむね 20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合
- ウ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね5割以上の土地において、 1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

3 降雨量の測定場所、測定方法

- (1) 降雨量は、小矢部市消防庁舎の雨量計で測定する。
- (2) 雨量測定開始時期は、次の場合とする。
 - ア 大雨注意報が発表されたとき。
 - イ 市長の命令があったとき。
- (3) 測定間隔は1時間毎とするが、警戒体制に入ってからは30分毎を基本とし、さらに水位上昇速度が加速するなど、危険が急迫する場合は10分毎とする。
- (4) 測定結果の通報先は、総務課とする。

4 警戒態勢

降雨によって災害がおこるおそれがある場合、又は危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市長が必要と認めたときは、次の警戒態勢をとるものとする。

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
警戒準備配備	①大雨注意報が発令	 ◎総務課及び都市建設課担当職員 ・勤務時間内 =課内で待機 ・勤務時間外 =自宅又はすぐに参集できる場所で待機 	・気象情報、降雨情報 等の収集 ・連絡体制の確認
第1警戒態勢 [責任者:総務課長] [副責任者:都市建設課長]	①大雨警報が発令	 ○総務課・都市建設課及び関係課職員 ・勤務時間内	・気象情報、降雨情報 等の収集 ・連絡体制の確認 ・危険区域内の福祉施 設等への連絡 ・監視パトロール
第2警戒態勢 [準災害警戒本部] [責任者:総務部長] [副責任者:産業建設部長]	①大雨警報が発令され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態	◎総務部長、産業建設部長長◎総務課、都市建設課及び関係課の課長、職員	・気象情報、降雨情報等の収集・警戒パトロール・災害警戒本部に移行

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
	が予想されるとき	→ ・勤務時間内 =課内で待機 ・勤務時間外 =本庁舎総務課に自動 参集 (都市建設課・関係課職員 は自席に参集) ・関係課全職員に一斉メー ル送信	できる体制 ・危険区域内の福祉施設等への連絡 ・該当地区自主防災会代表に連絡 ・避難所開設準備 ・避難誘導準備
特別警戒本部] [本部長] [本部長①:副市長] [副本部長②:教育長]	① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	 ○災害警戒本部員 (庁議メンバー) ○本語長が指定した職員 → 庁舎特別会議室に参集 (総務課から参集を連絡) ○本部長が指定した職員 → 当活動を開始 	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

警戒態勢	基準	参集職員・場所	主な対応
	り、流木、斜面の亀 裂)を発見したとき ⑫降雨指標値が「土砂 災害発生の目安とな る線」に到達し、引 き続き降雨が見込ま れるとき		
非常配備 【災害対策本部】 [本部長:市長] [副本部長①:副市長] [副本部長②:教育長]	①人家・施設等に対する土砂災害が発生したとき ②大規模な土砂崩れが発生したとき又は予想されるとき	 ○災害対策本部員 (庁議メンバー) ○本部長が指定した職員 →本庁舎特別会議室に参集 (災害警戒本部から参集を連絡) ○全職員 本計画の指定場所に参集 (各部課長から参集を連絡) 	・本計画に定める非常 配備の諸活動

^{*} 市長は、気象状況や土砂災害の前兆状況、避難の難易度、被害の程度などに応じ、上記の 配備基準に関わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

【土砂災害警戒情報の発表】・・・資料編「3-17」

5 広報体制

危険区域内の住民に対する避難指示等の広報活動については、第7節「災害広報」により広報 体制をつくり適切に行なうものとする。

また、県が配信する警戒情報の携帯電話メールサービスの普及を促進する。

6 避難体制

危険区域内の住民及び滞在者に対する避難の指示等及び誘導については、第3節「避難の指示 等、避難所の開設等」により避難体制をつくり適切に行なうものとする。

【小矢部市の避難所一覧表】・・・資料編「7-2」

7 人命の保護、救出

人命の保護及び救出については、第2編「震災編」第2章第6節「救出・救助活動」を準用する。

第 11 節 消防計画

担当課

小矢部消防署、消防団

大規模な火災等の事故、風水害、その他特殊災害、自然現象による火災が発生し、又は発生の おそれがある場合は、次により、その警戒、鎮圧並びに被害の拡大防止に努める。

1 活動計画及び出動計画

(1)活動体制及び出動体制

災害が発生し、又は発生が予想される場合の消防職員及び消防団員の活動及び出動は消防 長又は消防署長の指揮下で災害の防御活動及び出動体制をとるものとする。

【消防通信指令系統図】・・・資料編「6-13」

(2) 参集及び部隊編成

【通常災害時の部隊編成】・・・資料編「6-14」

2 防御計画

(1) 異常気象時における消防対策

次の基準のいずれか該当するときは、市長(消防長)は火災警報を発令し、防災無線及び広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、サイレン等により、一般住民の警戒心の喚起に努め、特別警戒体制を確立して万全を期する。

[火災警報の発令基準]

- ① 実効湿度 62%以下で最低湿度が 30%を下り、最大風速 7 mを越える見込みのとき
- ② 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき (ただし、降雨、降雪中は発令しない場合がある)
- (2) 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれがある地域、 大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに警防計画を 樹立し、火災防止、人命救助訓練を実施し、防御活動に万全を期する。

- (3) 危険物火災防御対策
 - ア 危険物、準危険物などの火災防御に対しては、種類・状況等を速やかに把握し、その性状 に対応した防御活動により早期に鎮圧を図る。
 - イ 消火方法の決定については、発火危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着部隊の 指揮者又は後着部隊の上級指揮者が決定する。
 - ウ 初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達・輸送にあたっては、隣接消防機関 又は警察に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(4) 爆発火災

- ア 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助、救出活動を主体と し、延焼防止、爆発被害の軽減を図る。
- イ 爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の監督者などと協議 し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。
- (5) ガス施設防御対策

ア 高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵所等の防御活動にあたっては、当該施設の保安

技術関係者に対し、関連設備又は対象物等への延焼防止策を指導する。

イ 液化石油ガス等の漏洩に対しては、ガス検知器を活用して、危険範囲を察知し、速やかに 警戒区域を設定して、火気使用禁止、立入禁止等の警戒措置をとる。

3 救急救助計画

災害の規模に対応して効果的な救急・救助活動を行なうため、救急・救助隊を編成し、傷病者 の救護にあたる。

4 避難計画

火災時における避難指示等は市長が発令する。

消防機関は危険の実態を把握し、的確な緊急避難の指示を行なう。

<避難指示等の基準>

- ア 火災が拡大するおそれがあるとき。
- イ爆発のおそれがあるとき。
- ウ その他居住者の生命又は身体を火災から保護する事が必要であると認められたとき。

第12節 救出 教助活動

第2編「震災編」第2章第6節「救出・救助活動」を準用する。

第13節 自衛隊の派遣要請依頼

第2編「震災編」第2章第9節「自衛隊の派遣要請依頼」を準用する。

第 14 節 広域応援要請依頼

第2編「震災編」第2章第10節「広域応援要請依頼」を準用する。

第 15 節 交通規制

第2編「震災編」第2章第11節「交通規制」を準用する。

第 16 節 医療救護

第2編「震災編」第2章第12節「医療救護」を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧

第2編「震災編」第2章第13節「公共施設等の応急復旧」を準用する。

第 18 節 緊急輸送

第2編「震災編」第2章第14節「緊急輸送」を準用する。

第19節 遺体の捜索、処理、埋葬

第2編「震災編」第2章第15節「遺体の捜索、処理、埋葬」を準用する。

第20節 飲料水等の供給

第2編「震災編」第2章第16節「飲料水等の供給」を準用する。

第21節 食料の供給

第2編「震災編」第2章第17節「食料の供給」を準用する。

第22節 緊急生活物資の供給

第2編「震災編」第2章第18節「緊急生活物資の供給」を準用する。

第23節 災害救助法の適用

第2編「震災編」第2章第19節「災害救助法の適用」を準用する。

第24節 災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

第2編「震災編」第2章第 20 節「災害ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保」を準用する。

第25節 防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施

第2編「震災編」第2章第21節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施」を準用する。

第26節 障害物の除去

第2編「震災編」第2章第22節「障害物の除去」を準用する。

第27節 廃棄物の処理活動

第2編「震災編」第2章第23節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第28節 応急仮設住宅の建設

第2編「震災編」第2章第24節「応急仮設住宅の建設」を準用する。

第29節 住宅の応急修理

第2編「震災編」第2章第25節「建築物の被害調査・応急危険度判定及び住宅の応急修理」の うち、「住宅の応急修理」を準用する。

第30節 文教対策

第2編「震災編」第2章第26節「文教対策」を準用する。

第31節 農業対策

第2編「震災編」第2章第27節「農業対策」を準用する。

第 32 節 孤立集落対策

第2編「震災編」第2章第28節「孤立集落対策」を準用する。

第33節 義援金品の受付・配分

第2編「震災編」第2章第29節「義援金品の受付・配分」を準用する。

第34節 災害警備及び市民消費生活の安定

第2編「震災編」第2章第30節「災害警備及び市民消費生活の安定」を準用する。

第35節 ライフライン施設の応急復旧

第2編「震災編」第2章第31節「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。